

資料 4

平成24年度介護サービス事業者集団説明会資料

(居宅介護支援編)

平成25年3月12日(火)・13日(水) 宇都宮市文化会館 大ホール

栃木県保健福祉部

宇都宮市保健福祉部

— 目 次 —

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について……………<3>
- 2 第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める介護保険法に係る
施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について……………<8>
- 3 平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅介護支援）…<9>
- 4 居宅介護支援費に関する特定事業所集中減算の取扱いについて……………<12>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

ア 本県の実情を踏まえた独自基準

(ア) 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業（訪問介護等に係るものを除く。）に係る非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、利用者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

(イ) 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの提供に係る記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

イ その他の基準

アのほか、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業に係る従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

(2) 指定居宅サービス事業者の資格に関する基準

施行規則と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。

基準省令		基準条例		見出し	備考
●1章		●1章		総則	
	1条		1条	趣旨	
	2条		2条	定義	
	3条		3条	指定居宅サービスの事業の一般原則	
			4条	法70条2項1号の条例で定める者	
●2章		●2章		訪問介護	
○1節	4条	○1節	5条	基本方針	
○2節		○2節		人員に関する基準	
	5条		6条	訪問介護員等の員数	
	6条		7条	管理者	
○3節	7条	○3節	8条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	8条		9条	内容及び手続の説明及び同意	
	9条		10条	サービス提供拒否の禁止	
	10条		11条	サービス提供困難時の対応	
	11条		12条	受給資格等の確認	
	12条		13条	要介護認定の申請に係る援助	
	13条		14条	心身の状況等の把握	
	14条		15条	居宅介護支援事業者等との連携	
	15条		16条	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
	16条		17条	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
	17条		18条	居宅サービス計画の変更の援助	
	18条		19条	身分を証する書類の携行	
	19条		20条	サービスの提供の記録	
	20条		21条	利用料等の受領	
	21条		22条	保険給付の請求のための証明書の交付	
	22条		23条	指定訪問介護の基本取扱方針	
	23条		24条	指定訪問介護の具体的取扱方針	
	24条		25条	訪問介護計画の作成	
	25条		26条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	26条		27条	利用者に関する市町村への通知	
	27条		28条	緊急時等の対応	
	28条		29条	管理者及びサービス提供責任者の責務	
	29条		30条	運営規程	
	29条の2		31条	介護等の総合的な提供	
	30条		32条	勤務体制の確保等	
	31条		33条	衛生管理等	
	32条		34条	掲示	
	33条		35条	秘密保持等	
	34条		36条	広告	
	35条		37条	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
	36条		38条	苦情処理	
	36条の2		39条	地域との連携	
	37条		40条	事故発生時の対応	
	38条		41条	会計の区分	
	39条		42条	記録の整備	
○5節		○5節		基準該当居宅サービスに関する基準	
	40条		43条	訪問介護員等の員数	
	41条		44条	管理者	
	42条		45条	設備及び備品等	
	42条の2		46条	同居家族に対するサービス提供の制限	
	43条		47条	準用	
●3章		●3章		訪問入浴介護	
○1節	44条	○1節	48条	基本方針	
○2節		○2節		人員に関する基準	
	45条		49条	従業者の員数	
	46条		50条	管理者	
○3節	47条	○3節	51条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	48条		52条	利用料等の受領	
	49条		53条	指定訪問入浴介護の基本取扱方針	
	50条		54条	指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	
	51条		55条	緊急時等の対応	
	52条		56条	管理者の責務	
	53条		57条	運営規程	
	53条の2		58条	記録の整備	
	54条		59条	準用	
○5節		○5節		基準該当居宅サービスに関する基準	
	55条		60条	従業者の員数	
	56条		61条	管理者	
	57条		62条	設備及び備品等	
	58条		63条	準用	
●4章		●4章		訪問看護	
○1節	59条	○1節	64条	基本方針	
○2節		○2節		人員に関する基準	
	60条		65条	看護師等の員数	
	61条		66条	管理者	
○3節	62条	○3節	67条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	63条		68条	サービス提供困難時の対応	
	64条		69条	居宅介護支援事業者等との連携	
	65条				削除
	66条		70条	利用料等の受領	
	67条		71条	指定訪問看護の基本取扱方針	
	68条		72条	指定訪問看護の具体的取扱方針	
	69条		73条	主治の医師との関係	
	70条		74条	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	
	71条		75条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	72条		76条	緊急時等の対応	
	73条		77条	運営規程	
	73条の2		78条	記録の整備	

基準省令	基準条例	見出し	備考
74条	79条	準用	
●5章	●5章	訪問リハビリテーション	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
78条	83条	利用料等の受領	
79条	84条	指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	
80条	85条	指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	
81条	86条	訪問リハビリテーション計画の作成	
82条	87条	運営規程	
82条の2	88条	記録の整備	
83条	89条	準用	
●6章	●6章	居宅療養管理指導	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
87条	93条	利用料等の受領	
88条	94条	指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	
89条	95条	指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	
90条	96条	運営規程	
90条の2	97条	記録の整備	
91条	98条	準用	
●7章	●7章	通所介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
93条	100条	従業者の員数	
94条	101条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
96条	103条	利用料等の受領	
97条	104条	指定通所介護の基本取扱方針	
98条	105条	指定通所介護の具体的取扱方針	
99条	106条	通所介護計画の作成	
100条	107条	運営規程	
101条	108条	勤務体制の確保等	
102条	109条	定員の遵守	
103条	110条	非常災害対策	
104条	111条	衛生管理等	
104条の2	112条	記録の整備	
105条	113条	準用	
○5節	○5節	指定療養通所介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
105条の2	114条	この節の趣旨	
105条の3	115条	基本方針	
・2款	・2款	人員に関する基準	
105条の4	116条	従業者の員数	
105条の5	117条	管理者	
・3款	・3款	設備に関する基準	
105条の6	118条	利用定員	
105条の7	119条	設備及び備品等	
・4款	・4款	運営に関する基準	
105条の8	120条	内容及び手続の説明及び同意	
105条の9	121条	心身の状況等の把握	
105条の10	122条	居宅介護支援事業者等との連携	
105条の11	123条	指定療養通所介護の具体的取扱方針	
105条の12	124条	療養通所介護の作成	
105条の13	125条	緊急時等の対応	
105条の14	126条	管理者の責務	
105条の15	127条	運営規程	
105条の16	128条	緊急時対応医療機関	
105条の17	129条	安全・サービス提供管理委員会の設置	
105条の18	130条	記録の整備	
105条の19	131条	準用	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	
106条	132条	従業者の員数	
107条	133条	管理者	
108条	134条	設備及び備品等	
109条	135条	準用	
●8章	●8章	通所リハビリテーション	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
113条	139条	指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	
114条	140条	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	
115条	141条	通所リハビリテーション計画の作成	
116条	142条	管理者等の責務	
117条	143条	運営規程	
118条	144条	衛生管理等	
119条	145条	記録の整備	
120条	146条	準用	
●9章	●9章	短期入所生活介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
121条	148条	従業者の員数	
122条	149条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
123条	150条	利用定員	
124条	151条	設備及び備品等	

基準省令	基準条例	見出し	備考
○4節	○4節	運営に関する基準	
125条	152条	内容及び手続の説明及び同意	
126条	153条	指定短期入所生活介護の開始及び終了	
127条	154条	利用料等の受領	
128条	155条	指定短期入所生活介護の取扱方針	
129条	156条	短期入所生活介護計画の作成	
130条	157条	介護	
131条	158条	食事	
132条	159条	機能訓練	
133条	160条	健康管理	
134条	161条	相談及び援助	
135条	162条	その他のサービスの提供	
136条	163条	緊急時等の対応	
137条	164条	運営規程	
138条	165条	定員の遵守	
139条	166条	地域等との連携	
139条の2	167条	記録の整備	
140条	168条	準用	
○5節	○5節	ユニット型指定短期入所生活介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
140条の2	169条	この節の趣旨	
140条の3	170条	基本方針	
・2款	・2款	設備に関する基準	
140条の4	171条	設備及び備品等	
140条の5	172条	準用	
・3款	・3款	運営に関する基準	
140条の6	173条	利用料等の受領	
140条の7	174条	指定短期入所生活介護の取扱方針	
140条の8	175条	介護	
140条の9	176条	食事	
140条の10	177条	その他のサービスの提供	
140条の11	178条	運営規程	
140条の11の2	179条	勤務体制の確保等	
140条の12	180条	定員の遵守	
140条の13	181条	準用	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	削除
○7節	○7節	指定通所介護事業所等との併設	
140条の26	182条	指定通所介護事業所等との併設	
140条の27	183条	従業者の員数	
140条の28	184条	管理者	
140条の29	185条	利用定員等	
140条の30	186条	設備及び備品等	
140条の31	187条	指定通所介護事業所等との連携	
140条の32	188条	準用	
●10章	●10章	短期入所療養介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
144条	192条	対象者	
145条	193条	利用料等の受領	
146条	194条	指定短期入所療養介護の取扱方針	
147条	195条	短期入所療養介護計画の作成	
148条	196条	診療の方針	
149条	197条	機能訓練	
150条	198条	看護及び医学的管理の下における介護	
151条	199条	食事の提供	
152条	200条	その他のサービスの提供	
153条	201条	運営規程	
154条	202条	定員の遵守	
154条の2	203条	記録の整備	
155条	204条	準用	
○5節	○5節	ユニット型指定短期入所療養介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
155条の2	205条	この節の趣旨	
155条の3	206条	基本方針	
・2款	・2款	設備に関する基準	
155条の4	207条	設備に関する基準	
・3款	・3款	運営に関する基準	
155条の5	208条	運営に関する基準	
155条の6	209条	利用料等の受領	
155条の7	210条	指定短期入所療養介護の取扱方針	
155条の8	211条	看護及び医学的管理の下における介護	
155条の9	212条	食事	
155条の10	213条	その他のサービスの提供	
155条の10の2	214条	運営規程	
155条の11	215条	勤務体制の確保等	
155条の12	216条	定員の遵守	
●11章	●11章	特定施設入居者生活介護	削除
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
174条	217条	基本方針	
175条	218条	従業者の員数	
176条	219条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
177条	220条	設備に関する基準	
178条	221条	運営に関する基準	
179条	222条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
180条	223条	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	
181条	224条	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	
182条	225条	サービスの提供の記録	
183条	226条	利用料等の受領	
		指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	

基準省令	基準条例	見出し	備考
184条	227条	特定施設サービス計画の作成	
185条	228条	介護	
186条	229条	健康管理	
187条	230条	相談及び援助	
188条	231条	利用者の家族との連携等	
189条	232条	運営規程	
190条	233条	勤務体制の確保等	
191条	234条	協力医療機関等	
191条の2	235条	地域との連携等	
191条の3	236条	記録の整備	
192条	237条	準用	
○5節 ・1款	○5節 ・1款	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 この節の趣旨及び基本方針	
192条の2	238条	この節の趣旨	
192条の3	239条	基本方針	
・2款	・2款	人員に関する基準	
192条の4	240条	従業者の員数	
192条の5	241条	管理者	
・3款	・3款	設備に関する基準	
・4款	・4款	運営に関する基準	
192条の7	243条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
192条の8	244条	受託居宅サービスの提供	
192条の9	245条	運営規程	
192条の10	246条	受託居宅サービス事業者への委託	
192条の11	247条	記録の整備	
192条の12	248条	準用	
●13章	●12章	福祉用具貸与	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
194条	250条	福祉用具専門相談員の員数	
195条	251条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
197条	253条	利用料等の受領	
198条	254条	指定福祉用具貸与の基本取扱方針	
199条	255条	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	
199条の2	256条	福祉用具貸与計画の作成	
200条	257条	運営規程	
201条	258条	適切な研修の機会の確保	
202条	259条	福祉用具の取扱種目	
203条	260条	衛生管理等	
204条	261条	掲示及び目録の備付け	
204条の2	262条	記録の整備	
205条	263条	準用	
○5節	○5節	基準該当居宅サービスに関する基準	
205条の2	264条	福祉用具専門相談員の員数	
206条	265条	準用	
●14章	●13章	福祉用具販売	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
208条	267条	福祉用具専門相談員の員数	
209条	268条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
211条	270条	サービスの提供の記録	
212条	271条	販売費用の額等の受領	
213条	272条	保険給付の申請に必要な文書等の交付	
214条	273条	指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	
214条の2	274条	特定福祉用具販売計画の作成	
215条	275条	記録の整備	
216条	276条	準用	
	●14章	雑則	
	277条	規則への委任	
●附則	●附則	施行日	
1条	1条	(平成11年度以前の短期入所生活介護事業所の設備の特例)	
3条	2条	(短期入所療養介護事業所の設備の特例)	
6条	3条	(〃)	
7条	4条	(〃)	
8条	5条	(〃)	
9条	6条	(〃)	
10条	7条	(〃)	
11条	8条	(〃)	
12条	9条	(〃)	
○改正附則	10条	(平成17年度の特設施設の居室定員の特例)	H18厚労33
5条	11条	(平成17年度の養護老人ホームの居室定員の特例)	
○改正附則	12条	(一部ユニット型の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所の特例)	H23厚労106

**第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める
 介護保険法に係る施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について**

1. 宇都宮市独自の基準があるもの

【介護老人福祉施設】

国基準名：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

市条例名：宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

所管	条数	項目	内容
国	第3条 第1項イ	居室定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
宇都宮市	第4条 第1項ア	居室定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人（当該必要と認められる場合であって、入所者のプライバシーを確保するための措置が講じられているときは、2人以上4人以下）とすることができる。 ※既存施設については、附則で旧基準適用の規定有り。

2. 宇都宮市独自の基準がないもの

(1) 居宅サービス

国基準名：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 介護予防サービス

国基準名：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(3) 介護老人保健施設

国基準名：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

市基準名：宇都宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(4) 介護療養型医療施設

国基準名：指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 指定に係る事業者資格について

厚生省令に従い、指定に係る事業者の資格として、居宅サービス及び介護予防サービスについては、「法人であること。ただし、みなしによる例外あり。」の規定を追加。

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅介護支援)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
1	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成について①	<p>居宅サービス計画の目標が認定期間を超えているもの、目標と実施期間が合わない。 短期目標が達成されず、引き続き居宅サービス計画に位置付ける場合において、支援経過記録等にその旨の記録がなく、継続する際に、居宅サービス計画の変更となるにも関わらず、利用者及びその家族に対し説明同意を得ている記録がない。</p> <p>ケアマネジメント過程を踏まえた適切な取り扱いを行うこと。各事業所へ継続の意向を確認した記録、利用者及びその家族へ説明同意を得た旨を必ず支援経過記録に残すこと。</p>	基準省令第13条第8号、第10号
2	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成について②	<p>支援内容に偏りがあり、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うための計画とはいえない。</p> <p>アセスメントの結果を基に、必要性を検証し、利用者本意の計画書を立てること。</p>	基準省令第13条第8号、第10号
3	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成について③	<p>居宅サービス計画の原案が作成されていない。</p> <p>アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標その達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成し、その原案に基づきサービス担当者会議を開催すること。</p>	基準省令第13条
4	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成について④	<p>福祉用具貸与を位置付ける場合に当該計画にその必要な理由が記載されていない。</p> <p>居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合、当該計画に必要な理由を記載すること。 また、継続して福祉用具貸与を受ける場合、その理由を居宅サービス計画に記載すること。</p>	基準省令第13条第21号
5	居宅介護支援	福祉用具貸与について	<p>サービス担当者会議の開催記録において、継続して福祉用具貸与が必要な理由の記載がない。</p> <p>福祉用具貸与を継続する必要性・理由を居宅サービス計画書に記載すること。</p>	基準省令第13条第21号

6	居宅介護支援	居宅サービス計画の担当者への交付について	居宅サービス計画を作成しても、担当者（通所・訪問介護事業所等）に交付していない。	基準省令第13条第11号
			居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。	
7	居宅介護支援	医療サービス利用に伴う医師の意見について	医療サービスを居宅サービス計画に位置付けている場合に、主治の医師等の意見が確認できない。	基準省令第13条第18号
			医療機関名、主治の医師等の名前、指示内容等が明確に分かるように支援経過記録等に記載すること。	
8	居宅介護支援	勤務実績の管理について	他事業所等と兼務している従業者の勤務実績の区分がなく、実際の勤務状況が不明確である。	基準省令第19条第1項
			従業者の勤務状況が把握できるよう、勤務の状況を記録として残すこと。月ごとの勤務表を作成し、専従及び兼務職員の勤務態勢を区別するとともに、何時から何時まで何の職種で配置されているかが明確に分かるようにすること。	
9	居宅介護支援	特定事業所集中減算について	特定事業所集中減算の算定について、システム上で確認はしていたとのことであるが、必要事項を記載した書類を作成していない。	報酬告示別表のイ注6 報酬告示留意事項通知第3の10
			特定事業所集中減算にかかる書類を速やかに作成すること。算定の結果90%を超えている場合は、「特定事業所集中減算報告書」を提出すること。また今後は、判定期間ごとに書類を作成し、算定の結果90%を超えた場合については、期限内に当該書類を都道府県知事及び宇都宮市長に提出すること。	
10	居宅介護支援	独居高齢者加算について	独居の確認はしているものの、記録が残っていない。	報酬告示別表のト 報酬告示留意事項通知第3の15
			算定する場合は、毎月の訪問時に確認するなどし、必ず記録を残すこと。	
11	居宅介護支援	変更の届出等について	規定されている変更に係る届出事項について、変更届出の提出がされていない。法人の定款、住所（構造や専用区画等）等、役員（氏名、住所）などが多い。	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項
			事業所の所在地に変更がなくても、建物の構造や専用区画等を変更する場合や、法人の定款、役員の名前は変更届出が必要。早急に変更届出を提出すること。	

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。(居宅介護支援部分)

◇指定基準関係

■ 基準省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(H11. 3. 31厚生省令第38号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11. 7. 29老企第22号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12. 2. 10厚生省告示第20号)

■ 報酬告示留意事項通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12. 3. 1老企第36号)

各居宅介護支援事業所 管理者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長
(公 印 省 略)

居宅介護支援費に関する特定事業所集中減算の取扱いについて

日頃より高齢者施策の推進に、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今回の介護保険制度改正に伴い、居宅介護支援の特定事業所集中減算が新たに設けられました。

その内容は、「正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えている」場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するという大変厳しいものとなっています。

すべての居宅介護支援事業者は、毎年度2回(9月15日及び3月15日までに)3つのサービスの紹介率最高法人の名称等について記載した書類を作成し、90%を超えた場合はその書類を下記により県に提出願います。

なお、90%を超えている場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由も併せて提出することになりますが、正当な理由の範囲については、都道府県が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することとされており、各事業者において理由を記載した場合であっても、知事が不相当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。

なお、算定に当たっては、同一法人格を有する法人単位で判断します。

厚生労働省の例示に基づき、本県の地域的な事情等を踏まえ、以下の例は「正当な理由」に該当すると考えます。

1 サービス事業所が少数である場合

- ① 訪問介護及び福祉用具貸与 居宅介護支援事業者の所在市町を事業の実施地域とする事業所が各サービスごとに5事業所未満である場合
- ② 通所介護 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に所在する事業所が5事業所未満である場合

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所

※栃木県における特別地域

- ① 佐野市(旧野上村・旧飛駒村・旧氷室村)、鹿沼市(旧加蘇村・旧西大芦村・旧板荷村・旧栗野町・旧永野村・旧粕尾村)、日光市(旧日光町・旧小来川村・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町・旧三依村)、矢板市(旧泉村)、大田原市(旧須賀川村・旧両郷村)、那須塩原市(旧高林村・旧塩原町)、茂木町(旧逆川村)、塩谷町(旧玉生村)、那須町(旧伊王野村・旧芦野町)、那珂川町(旧大内村・旧大山田村)
(山村振興法第7条第1項により指定された振興山村(旧市町村単位))
- ② 鹿沼市深程の区域
(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域)

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である居宅介護支援事業所

4 その他正当な理由として知事が認めた場合

※ 具体例

- ① 訪問介護 特定事業所加算(I)を算定している など
- ② 通所介護 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による個別機能訓練が提供されている など

③ 福祉用具 他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず著しく低廉な価格で提供している など
 なお、単に利用者の希望による等の理由は認めらず、客観的評価ができるよう具体的に記述すること。

記

1 対象 指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が 100 分の 90 を超えている指定居宅介護支援事業所

2 提出期限

- ① 判定期間前期 3月1日から8月末日まで 9月15日
- ② 判定期間後期 9月1日から2月末日まで 3月15日

3 提出先

提出先（所管）	事業所が所在する市町
県西健康福祉センター 〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1 TEL0289-64-3125	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター 〒321-4305 真岡市荒町 2-15-10 TEL0285-82-3321	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL0285-21-2294	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町、岩舟町、
県北健康福祉センター 〒324-8585 大田原市住吉町 2-14-9 TEL0287-23-2172	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
安足健康福祉センター 〒326-0032 足利市真砂町 1-1 TEL0284-41-5900	足利市、佐野市
宇都宮市役所保健福祉部保健福祉総務課 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL028-632-2931	宇都宮市

4 提出書類 別添様式（要件を具備していれば任意様式でも可）

5 その他 同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が 100 分の 90 を超えなかった場合も、別添様式 1 を作成し 2 年間保存すること。

高齡対策課介護保険班
TEL028-623-3149・3153

特定事業所集中減算の取り扱いについて（運用）

平成 19年3月 28日
 栃木県保健福祉部高齢対策課
 （平成 21年2月 26日修正）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第 36 号）」第3の9で定められた特定事業所集中の割合が90%を超える場合に、特定事業所集中減算の対象としない正当な理由の範囲については、平成 18 年 10 月 1 日以降次のとおり運用するものとする。

なお、判断に迷うケースについては、随時、高齢対策課と協議すること。

1 正当な理由の範囲

判断材料が不足する等の場合は、当該事業所に対し追加資料の提出を求め、あるいはヒアリングを実施するなどして、十分に調査すること。

留意事項通知	栃木県の取り扱い（運用）	
① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合	訪問介護	① 居宅介護支援事業者の所在市町を事業の実施地域とする事業所が 5 事業所未満である場合 （注）訪問系事業については、事業者が通常事業の実施地域として定めた地域に利用者の住居がある場合、事業所から遠い等の理由は成り立たないため、通所介護の特例②は適用しない。
	通所介護	① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に所在する事業所が 5 事業所未満である場合 ② 通所施設を選定するにあたり、地域性（利用者の居住地等）を考慮したとき、対象となる施設が1事業所しか存在しない場合 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態等により通所可能な範囲に通所介護事業所が2事業所しかなく、うち1事業所は入浴設備がない（加算ではあるが基本的サービスであるため）。 ・ 山間部の集落のように、尾根を越えたところにしか他の事業所がない等、交通の便が悪く誰の目から見ても、通所が困難と思われる場合。
	用具貸与	① 居宅介護支援事業者の所在市町を事業の実施地域とする事業所が 5 事業所未満である場合
	<input type="checkbox"/> 期中に変更があった場合の考え方 1 期中に居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域が変更となり、それにより「サービス事業所が少数である場合」の取扱いが異なる場合の取扱いは次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の実施地域が拡大した場合 → 期末の実施地域で判断する。 ② 事業の実施地域が縮小した場合 → 期首の実施地域で判断する。 ③ ①と②の両方がある場合 → ①による。 これらの場合における変更日は、変更届の受理日か運営規定の変更日のいずれか遅い方とする。	

	<p>また、それが期首日である場合、当該変更後の数で判断する。</p> <p>2 期中に訪問介護事業所、通所介護事業所、福祉用具貸与事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）が増減し、それにより「サービス事業所が少数である場合」の取扱いが異なる場合の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>① 事業所が増加した場合 → 期首の事業所数で判断する。 この場合における増加日は、指定日とする。（営業開始日ではない。）</p> <p>② 事業所が減少した場合 → 期末の事業所数で判断する。 この場合における減少日は、廃止届の受理日か実際の廃止日のいずれか遅い方とする</p> <p>3 期中に訪問介護事業所等の通常の事業の実施地域が変更となり、それにより「サービス事業所が少数である場合」の取扱いが異なる場合の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>① 事業所の実施地域が拡大した場合 → 期首の事業所数で判断する。</p> <p>② 事業所の実施地域が縮小した場合 → 期末の事業所数で判断する。 これらの場合における変更日は、変更届の受理日か運営規定の変更日のいずれか遅い方とする。</p>																																													
<p>② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合</p>	<p>栃木県における特別地域は次のとおり。</p> <p>① 山村振興法第7条第1項により指定された振興山村（旧市町村単位） ⇒ 佐野市（旧野上村・旧飛駒村・旧氷室村）、鹿沼市（旧加蘇村・旧西大芦村・旧板荷村・旧粟野町・旧永野村・旧粕尾村）、日光市（旧日光町・旧小来川村・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町・旧三依村）、矢板市（旧泉村）、大田原市（旧須賀川村・旧両郷村）、那須塩原市（旧高林村・旧塩原町）、西方町（旧真名子村）、茂木町（旧逆川村）、塩谷町（旧玉生村）、那須町（旧伊王野村・旧芦野町）、那珂川町（旧大内村・旧大山田村）</p> <p>② 厚生労働省が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域 ⇒ 鹿沼市深程の区域</p>																																													
<p>③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注）平均居宅サービス計画件数は、サービスごとの計画件数ではなく、居宅サービス計画の総数である。</p> </div>	<p>① 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合</p> <p>② 当該サービスを位置づけた居宅サービス計画数が1件であるような場合、紹介率最高法人の割合は100%となる。このように、当該サービスを位置づけた計画数が少数である場合には、居宅サービス計画の総数が20件以上の事業所であっても減算しないものとする。 なお、「少数である」とは平均件数が5件までをいうものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>計</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅サービス計画の総数</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>217</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>訪問介護を位置づけた計画数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>29</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>紹介率最高法人を位置づけた計画数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>28</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>紹介率</td> <td colspan="7"></td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この例のように、8月の訪問介護を位置づけた計画数は6プランであっても、平均が4.8事業所と5事業所以下であるため減算されないことに留意すること。</p> </div>		3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均	居宅サービス計画の総数	35	35	36	36	36	39	217	36	訪問介護を位置づけた計画数	4	4	5	5	5	6	29	4.8	紹介率最高法人を位置づけた計画数	4	4	5	5	5	5	28	4.7	紹介率								96.6%
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均																																						
居宅サービス計画の総数	35	35	36	36	36	39	217	36																																						
訪問介護を位置づけた計画数	4	4	5	5	5	6	29	4.8																																						
紹介率最高法人を位置づけた計画数	4	4	5	5	5	5	28	4.7																																						
紹介率								96.6%																																						

④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合	訪問介護	① 特定事業所加算（I）を算定している事業所であること。 （注）評価時点で特定事業所加算（I）を算定していること。つまり、プランに位置づけた時点では算定していても、評価時に算定していないような継続性のない事業所については、減算対象であることに留意すること。
	通所介護	① 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を週5日、1日につき120分以上配置し、個別機能訓練が提供されていること。 （注）通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算と同じ体制を整え提供している事業所を評価するものであり、近隣に同様のサービスを提供している通所介護事業所がないことを前提条件とする。
	用具貸与	① 当該事業所の貸与価格が他の事業所と比較して、客観的に安価であると認められる場合。 （注）この場合、5事業所以上の見積書又は料金表を提出させること。また、比較する用具は必ず当該事業所を利用する利用者のプランに位置づけられた用具であるとともに、当該事業所において貸与数が多い複数の用具を比較させること。
⑤ その他正当な理由として都道府県知事が認めた場合	共通	① レアケースについては、第三者に対し説明可能な理由であること。説明できないものは、原則認めない。

2 理由として認められないもの（例）

- ・ 利用者の意向（サービスの質が高いと正当な理由として認められる事業所を除く）
- ・ 新規利用者がいないため、新たな事業所を位置づけられず、集中した状況を解消できない場合
- ・ 土日祝日に営業している
- ・ 栄養士による療養食の提供がある（90%を超えるほど療養食を必要としている利用者があるケースが想定できないため）

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書 (提出用 兼 保存用)

平成 18 年 9 月 15 日

栃木県知事 福田 富一 様

記入例

法人名 株式会社塙田ケアサービス
 法人住所 宇都宮市塙田1-1-20
 代表者氏名 栃木 花子 (印)
 電話番号 028-623-1212

事業所番号	0	9	7	0	0	0	5	1	5	1
事業所名	ケアプランはなわだ									
事業所住所・電話番号	宇都宮市塙田1-1-20 栃木県合同庁舎2階									
事業所管理者名	栃木 ケンタ									

判定期間 平成18年度 (前期) ・ 後期)		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
①居宅サービス計画の総数				70	69	70	68	70	347
訪 問 介 護	②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数			41	40	39	38	41	199 A
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数			19	18	17	16	21	91 B
	紹介率最高法人の名称	株式会社宇都宮							
	住所	宇都宮市塙田1-1-20 栃木県合同庁舎2階							
	代表者名	栃木 太郎							
	事業所名1	訪問介護宇都宮							
	事業所名2	訪問介護宇都宮西							
④割合 (B÷A×100)								単位 : %	45.7%
⑤90%を超えている場合の理由									
通 所 介 護	②通所介護を位置付けた居宅サービス計画数			20	21	24	22	19	106 C
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数			12	13	13	11	9	58 D
	紹介率最高法人の名称	特定非営利活動法人ちいちいばっぱ							
	住所	宇都宮市旭1-1-5							
	代表者名	宇都宮 三郎							
	事業所名1	デイサービスちいちいばっぱ							
	事業所名2								
④割合 (D÷C×100)								単位 : %	54.7%
⑤90%を超えている場合の理由									
福 祉 用 具 貸 与	②福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数			11	11	12	12	11	57 E
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数			10	10	11	11	10	52 F
	紹介率最高法人の名称	株式会社なんでも介護レンタルサービス							
	住所	宇都宮市塙田1-1-20							
	代表者名	栃木 四郎							
	事業所名1	なんでも介護レンタルサービス宇都宮							
	事業所名2	なんでも介護レンタルサービス河内							
④割合 (F÷E×100)								単位 : %	91.2%
⑤90%を超えている場合の理由 なんでも介護レンタルサービスは利用者への2週間に一度の定期的訪問を実施し、更に貸与価格も他事業所と比較し著しく低価で特殊寝台 (付属品を含む) を提供している。具体的な価格比較表等は別添のとおり。									

- ※1 前期とは、3月1日から8月末日まで (ただし、平成18年度は4月1日から8月末日まで) 後期とは、9月1日から2月末日まで
- ※2 いずれかのサービスの割合が90%を超えているときは、この書類を高齢対策課・各健康福祉センターに提出してください。
- ※3 提出期限 (前期は9月15日、後期は3月15日) までに提出してください。 (平成18年度は9月20日まで)
- ※4 この書類はすべての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存する必要があります。
- ※6 事業所ごとに作成してください。法人単位ではありません。
- ※7 記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、県が適正に判断します。

参考様式

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書 (提出用 兼 保存用)
平成 年 月 日

栃木県知事 様

法人名
住所・電話番号
代表者氏名 印

事業所番号	0	9								
事業所名										
事業所住所・電話番号										
事業所管理者名										

判定期間 平成 年度 (前期 ・ 後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
	後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

①居宅サービス計画の総数									
訪 問 介 護	②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数								A
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								B
	紹介率最高法人の名称								
	住所								
	代表者名								
	事業所名 1 事業所名 2								
④割合 (B÷A×100)								単位 : %	
⑤90%を超えている場合の理由									
通 所 介 護	②通所介護を位置付けた居宅サービス計画数								C
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								D
	紹介率最高法人の名称								
	住所								
	代表者名								
	事業所名 1 事業所名 2								
④割合 (D÷C×100)								単位 : %	
⑤90%を超えている場合の理由									
福 祉 用 具 貸 与	②福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数								E
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								F
	紹介率最高法人の名称								
	住所								
	代表者名								
	事業所名 1 事業所名 2								
④割合 (F÷E×100)								単位 : %	
⑤90%を超えている場合の理由									

- ※1 前期とは、3月1日から8月末日まで(ただし、平成18年度は4月1日から8月末日まで) 後期とは、9月1日から2月末日まで
- ※2 いずれかのサービスの割合が90%を超えているときは、この書類を高齢対策課・各健康福祉センターに提出してください。
- ※3 提出期限(前期は9月15日、後期は3月15日)までに提出してください。(平成18年度は9月20日まで)
- ※4 この書類はすべての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存する必要があります。
- ※6 事業所ごとに作成してください。法人単位ではありません。
- ※7 記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、県が適正に判断します。

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書別紙

紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合はこの別紙も記入すること。

事業所番号	0	9							
事業所名									
事業所住所・電話番号									
事業所管理者名									

判定期間 平成 年度 (前期 ・ 後期)	
訪 問 介 護	③紹介率最高法人の名称 住所 代表者名 事業所名 3 事業所名 4 事業所名 5 事業所名 6 事業所名 7 事業所名 8 事業所名 9 事業所名 10 事業所名 11 事業所名 12
	③紹介率最高法人の名称 住所 代表者名 事業所名 3 事業所名 4 事業所名 5 事業所名 6 事業所名 7 事業所名 8 事業所名 9 事業所名 10 事業所名 11 事業所名 12
	③紹介率最高法人の名称 住所 代表者名 事業所名 3 事業所名 4 事業所名 5 事業所名 6 事業所名 7 事業所名 8 事業所名 9 事業所名 10 事業所名 11 事業所名 12

- ※1 前期とは、3月1日から8月末日まで(ただし、平成18年度は4月1日から8月末日まで) 後期とは、9月1日から2月末日まで
- ※2 いずれかのサービスの割合が90%を超えているときは、この書類を宇都宮市又は各広域健康福祉センターに提出してください。
- ※3 提出期限(前期は9月15日、後期は3月15日)までに提出してください。(平成18年度は9月20日まで)
- ※4 この書類はすべての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存する必要があります。
- ※6 事業所ごとに作成してください。法人単位ではありません。
- ※7 記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、県が適正に判断します。

